

豊田市とトヨタ自動車ラグビー部における相互支援協定書

(通称 パートナーシップ協定書)

豊田市(以下「甲」という。)とWE LOVEとよたスペシャルサポーターに任命しているトヨタ自動車ラグビー部「トヨタ自動車ヴェルブリッツ」(以下「乙」という。)は、地域社会における文化、教育、まちづくり等の振興に関し、相互の連携及び協力を推進するため、次の条項により相互支援協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密に連携・協力しながら、次に掲げる事項に取り組むことにより、スポーツ振興を基軸とした活力ある個性豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

(連携事業)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業(以下「連携事業」という。)について、連携・協力を行うものとする。

- (1) 甲及び乙が、それぞれに有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関する事業
- (2) スポーツに関する教育及び人材の育成に関する事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に掲げる事業の実施においては、公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれのある行為をおこなわないものとする。

(事業計画書の作成)

第3条 甲及び乙は、連携事業を実施するときは、あらかじめその実施に係る事業計画書を作成する。

(事業の推進体制)

第4条 甲及び乙は、それぞれの組織において本協定に関する総合窓口を設置する。

2 連携事業の実施に係る具体の連携・協力に関する事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、連携事業の実施により知り得た本協定の相手方の秘密(当該当事者が秘密である旨の意思表示がなくとも明らかに秘密と認められるものを含む。)を漏らしてはならない。

2 甲及び乙は、連携事業の実施により知り得た個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。)をみだりに他人に知らせ、又は第1条の目的以外の目的に利用してはならない。

3 甲及び乙は、本協定が次条の有効期間を満了し又は第7条の規定による解除により効力を失った後も、第1項及び第2項の規定による義務を負う。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、令和4年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙のいずれかが更新をしない旨の意思表示がないときは、同一条件でさらに1年間有効期間を更新するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第7条 甲及び乙は、本協定を解除するときは、解除しようとする日の1か月前までに本協定の相手方に対し書面により、その旨を通知しなければならない。

(協定の変更)

第8条 本協定の内容について変更の必要性が生じたときは、その都度甲乙協議して変更することができる。

(協定外の事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月30日

(甲) 豊田市西町三丁目60番地  
豊田市

代表者 豊田市長

大田 稔彦

(乙) 豊田市保見町井ノ向57-230  
トヨタ自動車ラグビー部

部長

上田 真一